

○ 国土交通事務次官通達

「共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）の一部改正について」

（平成18年10月5日 国総振第107、107-2～4）

今般、入札契約をめぐる諸課題について中央建設業審議会ワーキンググループで検討が行われ、平成18年3月29日の中間とりまとめにおいて、経常建設共同企業体について、継続的な協業関係の確保による経営力・施工力強化という制度の目的に沿った適切な活用が行われるよう、客観点数及び主観点数の10%加算措置を廃止すること等が盛り込まれた。

これを受け、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成18年5月23日閣議決定）では、真に企業合併等に寄与するものを除き経常建設共同企業体への客観点数及び主観点数の加点調整措置を行わない旨の記述が追加されたところである。

このため、「共同企業体の資格審査要領」（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）の一部を下記のとおり改正することとしたので通知する。

記

「共同企業体の資格審査要領」（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）の一部を次のように改正する。

記4を次のように改める。

4 客観点数及び主観点数の調整

経常建設共同企業体の客観的事項の審査及び級別格付を行うに当たって、合併等に関する合理的な計画が提出され、真に企業合併等に寄与すると認められる経常建設共同企業体については、客観的事項について算定した点数（以下「客観点数」という。）及び主観的事項について算定した点数（以下「主観点数」という。）を10%を基本に合理的と認められる範囲でプラスに調整することができるものとし、これ以外の経常建設共同企業体については、客観点数及び主観点数の調整は行わないものとする。